

5.1 火薬庫の新設または変更申請等

法第12条 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令〔規則第13条〕で定めるところにより、都道府県知事[*]の許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令〔規則第14条〕で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事[*]に届け出〔規則第14条第2項〕なければならない。

3 [略]

「法」のすぐあとに「規則」「例示基準」を配置することで、わかりやすくなっています。

[注] 係留船を火薬庫に使用する場合および船舶に常用火薬類を貯蔵する場合には「経済産業省令」を「国土交通省令」と、「都道府県知事」を「地方運輸局長」と読み替える。

5.1.1 火薬庫の新設または変更の許可の申請

規則第13条 法第12条第1項の規定により火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受けようとする者は、様式第7の火薬庫設置等許可申請書に火薬庫工事設計明細書を添えて、当該火薬庫を設置しようとする場所又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該場所又は所在地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該場所又は所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

2 前項の火薬庫工事設計明細書には、火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離ならびに火薬庫の構造および設備を記載するものとする。

5.1.2 火薬庫の構造または設備に係る軽微な変更の工事等

規則第14条 法第12条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

1号 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であつて、当該取替えの工事の際火薬類を貯蔵する場所又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該場所又は所在地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該場所又は所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならないための措置〔例示1〕を講じたもの

例示基準を条文のすぐ近くに示すことで、わかりやすくなっています。

- イ 暖房設備
- ロ 照明設備
- ハ 内面の建築材料

1号の2 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの変更の工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置〔例示2〕を講じたもの

- イ 照明設備
- ロ 警鳴装置

例示基準を条文のすぐ近くに示すことで、わかりやすくなっています。

2号 火薬庫の屋根の外面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

3号 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

2 法第12条第2項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第5の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。〔以下略〕）に提出しなければならない。

〔例示基準〕

〔例示1〕 次の基準によるものとする。

1. 工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であつて、工事に際し、貯蔵する火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 工事の際見張人を配置すること。
3. 工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を払うこと。

〔例示2〕 照明設備についてはLED電灯への変更の工事、警鳴装置については感知部の変更の工事であつて、次の基準によるものとする。

1. 工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。ただし、貯蔵する火薬類が飛散するおそれがない場合であつて、工事に際し、貯蔵する火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。
2. 工事の際見張人を配置すること。
3. 工事をする者は、貯蔵貨物が火薬類であることを認識し、危害予防に必要な注意を